

クラウド対応受信機に関する認定申請について

1. はじめに

自宅のテレビで視聴する放送番組を、インターネットを介して宅外のクラウドに録画して利用する機能を有する「クラウド対応受信機」の要件として、(一社) 放送サービス高度化推進協会 (A-PAB) は「デジタル放送受信機におけるクラウドへの対応要件」を公表しました。本要件は、「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会 クラウドサービス等と著作権に関する報告書」¹において、著作権法上の私的使用目的の複製の範囲内とされた類型(プライベート・ユーザーアップロード型)も参考にしました。

A-PABは、デジタルテレビジョン放送のコンテンツ保護を目的として、個別のクラウド対応受信機の機能が前記「クラウドへの対応要件」に適合することを明確にするために、クラウド対応受信機を開発・製造・販売する事業者に対して、認定を行うこととしています²。本文書では、その申請方法と認定について説明します。

2. 申請方法

ARIB TR-B14 (第八編付録 D)、ARIB TR-B15 (第八編付録 D)、ARIB TR-B39 (第八編付録 5)「デジタル放送受信機におけるクラウドへの対応要件」の趣旨を踏まえ、クラウドへの対応の要件に適合した受信機を開発・製造・販売する事業者*1が、申請の対象となります。

*1 申請の対象：ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」、又は ARIB TR-B15「BS／広帯域 CS デジタル放送運用規定」、又は ARIB TR-B39「高度広帯域衛星デジタル放送運用規定」に規定されるコンテンツ保護規定を満たすクラウド対応受信機を開発・製造・販売する事業者。

認定を受けようとする事業者は、対象の受信機が上記ARIB運用規定(別紙「録画・蓄積・視聴に関する補足」も参照)に適合することを自己確認してください。その上で、本書記載の条件を承諾の上、A-PAB が定める申請の様式(様式1-1)に従い、必要な事項を記載して、クラウド対応受信機の発売の2週間前を目途に下記3の連絡先に申請してください。A-PABは、申請を受理した後、受付番号を発行します。

クラウド対応受信機を新たに発売する場合や、アップデート等によりクラウドへの対応要件に関わる機能変更がある場合は、その都度(様式1-2)により申請してください。

(様式1-1) および(様式1-2)の情報は、A-PAB 事務局で管理し、原則として非開示とします。ただし、(様式1-1)の事業者名および(様式1-2)のチェック項目(説明項目を除く)については、放送事業者から照会がある場合、開示することがあります。なお、(様式1-2)の説明項目については、内容を補足するための追加資料の提出を求めています。

¹ [shiryo_1.pdf](#) 文化庁, 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」

² (参照) ARIB TR-B14, TR-B15, TR-B39 第8編付録(要確認) 方式認定の連絡窓口

3. 連絡先

〒106-0032 東京都港区六本木 1-4-5 アークヒルズ サウスタワー9 階
一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）事務局
tcoffice@apab.or.jp

申請書に記載された連絡担当者の氏名、連絡先、E-mail アドレス等の情報は、A-PAB からの連絡に利用する場合があります。変更が生じる場合は、A-PAB に事前に必ず連絡をしてください。

4. 申請の不受理、無効について

A-PAB は、以下のような措置を行うことがあります。

- ◆ 内容や記載に不備がある場合は、補正を求め、補正が完了するまで申請を受理しないことがあります。
- ◆ 申請受理後、連絡が途絶えた場合、事業の終了等が明らかになった場合、その他申請対象の機器の発売が見込まれない場合は、申請プロセスを終了します。
- ◆ 認定後、申請内容に事実と反する虚偽が判明した場合や、A-PAB会員（放送事業者、受信機メーカー等）から、クラウド利用要件から逸脱しているとの通知があり、それが確認できた場合、認定を取り消します。

5. 申請の取消しと不服申し立て

申請の不受理、取消しについて、不服がある、あるいは申請内容の修正や改善の意向がある場合には、A-PAB の上記3の連絡先までご連絡ください。

6. 免責

A-PABは、申請・認定に関する業務の遂行に関連して、直接又は間接に生じた放送事業者、クラウド対応受信機開発者、申請事業者、その他の法人・個人の損害について、A-PAB の故意又は重過失による場合を除き一切の責任を負わないものとします。

A-PABは、本要件に基づき製造されたクラウド対応受信機が第三者の著作権、産業財産権、その他の権利を侵害しないことを保証するものではなく、また、放送事業者、製造者、申請事業者、その他の法人・個人の間で紛争が生じた場合は、当事者が自己の費用と責任において解決するものとします。

7. 認定結果の公表

A-PAB は、申請内容に基づき、対象の機種が、クラウドへの対応要件（クラウド技術要件、クラウド利用要件）に適合していると認められる場合、クラウド対応の認定を行うものとします。検討の結果、認定されない場合は、その理由を付して、A-PABから申請事業者に対して通知します。また、認定された場合には、認定日、事業者名、機種名について、A-PABのウェブサイト上で公表いたします。

8. 本要件の変更

A-PABは、A-PABが必要と認めた場合は、本要件を変更できるものとします。本要件を変更する場合、変更後の本要件の施行時期および内容をA-PABウェブサイト上への掲載その他の適切な方法により周知し、または申請者に通知します。

9. その他

既に認定された機種について、本要件（上記8の変更後の内容を含む）への適合性について疑義が生じた場合、申請者は、A-PABからの申入れに応じて、対応を協議することとします。

以上

(様式 1 - 1)

クラウド対応受信機 認定申請書

20 年 月 日

一般社団法人放送サービス高度化推進協会 御中

別紙記載のクラウド対応受信機の製造、販売を行うにあたり、ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」、または ARIB TR-B15「BS／広帯域 CS デジタル放送運用規定」、または ARIB TR-B39「高度広帯域衛星デジタル放送運用規定」の「デジタル放送受信機におけるクラウドの対応要件」に適合することを確認しましたので、「クラウド対応受信機に関する認定申請について」の内容を承諾の上、様式 1 - 2 記載の機種について、認定を申請いたします。

所在地：

(フリガナ)

事業者名：

(申請責任者)

所属・役職：

氏名：

印

(連絡担当者)

所属・役職：

電話：

E-mail：

(様式1－2)

クラウド対応受信機 チェックリスト

- ・(様式1－1) 受理番号：
- ・発売／バージョンアップ日：
- ・届出日：
- ・事業者名：
- ・機種名：
(クラウドの対応要件に関する機能が同一の場合、機種の列挙のほか、複数機種をまとめたシリーズ名等による表記でも結構です)
- ・バージョン：

チェック項目

【技術要件】

- ☐ クラウド対応受信機で使用するクラウドは、クラウド対応受信機に対して宅外に位置し、クラウド対応受信機の内部蓄積媒体として機能すること。
- ☐ クラウドを使用する際は、クラウド対応受信機とクラウドの紐づけ（バインド）を行うこと。
- ☐ 1 台のクラウド対応受信機に対して同時にバインドを有効化できるクラウド数の上限は10とし、1つのクラウドに対して同時にバインドを有効化できるクラウド対応受信機の台数の上限は10（申請者毎）とすること。
- ☐ 1つのクラウドに対して同時に複数のクラウド対応受信機をバインドする場合、クラウド内の1つの領域をクラウド対応受信機に対して割り当てること
- ☐ クラウド対応受信機からクラウドに蓄積する番組やクラウドの入出力で伝送する番組は、AES・鍵長128 ビット程度またはそれ以上の強度を有するローカル暗号を施し、適切に保護すること。
- ☐ クラウド対応受信機とクラウドはバインドされた状態で動作すること。
- ☐ 番組の再生経路として下記の全てあるいはいずれかを実装し、それ以外を実装していないこと
 - [a]クラウド上の番組をクラウド対応受信機で再生する
 - [b]クラウド上の番組をクラウド対応受信機経由 IP接続端末で再生する
 - [c]クラウド上の番組をクラウド対応受信機経由 宅外子機で再生する
 - [d]クラウド上の番組をクラウドから直接 宅内子機で再生する
 - [e]クラウド上の番組をクラウドから直接 宅外子機で再生する
- ☐ 視聴端末/アプリを子機として、[c]、[d]、[e]の再生経路を実装する場合、リモート視聴要件を満たすこと。
- ☐ クラウド上の番組をクラウドから直接子機で再生する場合（[d]、[e]）、クラウド対応受信機とクラウドの接続を子機が確認できること。

- 1台のクラウド対応受信機(親機)にペアリングされた子機が複数存在する場合、[c]、[d]、[e]を含めて、同時にリモート視聴が可能となる子機の台数は1台としていること。
- クラウド録画を行う場合、放送波の制御信号等により、チャンネル単位で録画・蓄積機能をインヒビット可能であること。
- 内部蓄積した「制約条件なしでコピー可」、あるいは「個数制限コピー可」の番組をクラウドに蓄積する場合はコピーやムーブを行うことが可能だが、内部蓄積または外部記録した「再コピー禁止」の番組をクラウドに蓄積する場合はムーブのみとすること。
- クラウド対応受信機では、番組数(コピー数)と世代数を一体管理し、ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」、ARIB TR-B15「BS/広帯域CS デジタル放送運用規定」、ARIB TR-B39「高度広帯域衛星デジタル放送運用規定」の第八編の内容を遵守すること。
- クラウドから別クラウドへ移行する場合、移行前後のクラウドを同一クラウド対応受信機にバインドさせた上で、番組をコピー・ムーブすること。
- クラウド間でコピーやムーブを行う場合、ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」、ARIB TR-B15「BS/広帯域CS デジタル放送運用規定」、ARIB TR-B39「高度広帯域衛星デジタル放送運用規定」の第八編の内容を遵守すること。
- 宅内・宅外関わらずクラウドから直接子機へコピー・ムーブすることは不可であること。

【利用要件】

- クラウド媒体は、個人・家庭内の録画再生ハードディスク機能を代替するものであり、その延長とみなせること。
- 私的使用目的を超えた番組のアップロードや流通を防ぐ仕組みを有すること。
- 利用可能なクラウドは「ロッカー型クラウドサービス」の分類において「タイプ2」のプライベート・ユーザーアップロード型であること。
- 一意性の確保の観点から、ステータス表示、操作の指示に関するものなど、クラウド上の番組の視聴機能の実現を目的としたもの以外に、クラウド上の番組視聴中のバナー、アイコン等の同時表示、クラウド上の番組視聴の開始・終了時、途中にコンテンツ、バナー、アイコン等の挿入をしないこと。
- 私的使用目的の範囲内の観点から、クラウドに蓄積する番組数・容量は、個人・家庭内の録画再生ハードディスクが提供する機能と同等程度であること。
- 利用者に私的使用目的の範囲を超えたクラウド利用を行わないように、クラウド対応受信機の取扱説明書や使用許諾契約等に記載するなどして注意喚起すること。

【共通要件】

- 認定後であっても、技術要件・利用要件の遵守について、疑義が生じた場合は、課題解決に向けた協議に応じること。

以上